

## (公財) 金子国際文化交流財団

### 平成30年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

(公財) 金子国際文化交流財団(以下、「財団」という)からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「平成30年度 私費外国人留学生奨学生募集要項(以下、「募集要項」という)」で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること(あるいは「留学」へ変更申請中であること)。</p> <p>(3) 2018年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。</p> <p>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること(会計専門職研究科学生のみ2.5以上)。新入生は対象になりません。</p>
学内締切 (厳守)	<h2 style="color: red;">2018年4月19日 (木)</h2> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室(駿河台、生田、和泉) 中野キャンパス低層棟3階 事務室(4番外国人留学生窓口) ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」「4.応募方法」に記載の応募書類のうち、「②推薦状」を除く、全ての書類を提出してください。</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、<b>直接、当該財団に問い合わせないでください。</b></p> <p>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</p> <p>(5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p> <p>(6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報(学籍異動・成績情報を含む)を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当 (03-3296-4141)</p>

公益財団法人 金子国際文化交流財団  
平成 30 年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人金子国際文化交流財団（以下「本財団」という）は、我が国の大学もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者は、平成 30 年 4 月 1 日現在日本国内の大学の第 3 年次以上の大学学部もしくは大学院研究科に在学するアジア出身の私費外国人留学生で、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀な者とする。

（注）「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学金

奨学金は月額 60,000 円を給付する。（年額 72 万円）

3. 奨学金の給付期間

奨学金給付期間 平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月（4,5 月分は 6 月分と同時に給付）

4. 応募の手続き

a. 奨学生に応募する者は、別紙様式 1-1、1-2 の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学長に提出しなければならない。

①成績証明書（成績証明書がないときは様式 2 の推薦状に現況を明記）

②別紙様式 2 の指導教員の推薦状

③外国人登録済証明書（在留資格「留学」が明記されているもの）

b. a. の申請があったときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者につき別紙様式 3 による推薦状を添付して本財団に推薦する。

c. 本財団への応募は平成 30 年 5 月 11 日（金）必着とする。

5. 選考及び決定

本財団は、4. により大学長から推薦があったときは、本人と面接の上本財団に設ける審査委員会に諮り、在学する大学長を通じて本人に通知する。

6. 奨学金給付の休止、停止及び期間の短縮

a. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することがある。

- b. 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めるときは、奨学金の給付を停止し、又は給付期間を短縮することがある。
- c. a. 又は b. により、奨学金の給付を停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めるときは、奨学金の給付を復活することがある。

#### 7. 支給の打切り

奨学生が次の a から d までのいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の給付を打切ることがある。

- a. 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- b. 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- c. 留学又は退学したとき。
- d. その他奨学生としての資格を失ったとき。

#### 8. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

#### 9. 返納

奨学金の給付後において、6. の a、b 又は 7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

#### 10. 大学の報告義務

上記 6. 7. 8. に該当する事由が生じた場合は、大学の担当部署は速やかに本財団に連絡しなければならない。

#### 11. 財団の行事及び報告書の提出

奨学生は本財団の行事には原則として参加しなければならない。また、本財団から照会があったときは、学習の状況等について報告しなければならない。

#### 12. 注意事項

月額 50,000 円以上の他の奨学金等を受けている者については採用しない。

#### 13. 問い合わせ先

公益財団法人 金子国際文化交流財団

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-8-4 ORAGA ビル 6 階

電話 03-3371-2174 FAX 03-5937-5437 E-mail : info@kanekozaidan.or.jp